

一般社団法人神緑会 役員選挙細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人神緑会（以下「本会」という。）定款第21条に定める役員の選任は、選挙の方法による。

2 前項に定める選挙（以下「役員選挙」という。）の事務については、運営規則第8条第2項の規定によりこの細則の定めるところによる。

(選挙人及び被選挙人の資格)

第2条 選挙人及び被選挙人は、定款第8条第2項に規定する法人の社員のうち、定款第13条第1項の資格喪失要件に該当していない者とする（以下「正会員」という。）

2 運営規則第4条に規定する選挙人及び被選挙人の資格を判断する基準日は、役員選挙の行われる年（以下「選挙年」という。）の3月1日現在とする。

(選挙管理委員会と事務局の分掌)

第3条 この細則による役員選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行い、管理執行以外の事務は、本会事務局が行う。

(選挙管理委員会の決議)

第4条 委員会は、委員過半数の出席がなければ、議事を開き決議することはできない。

2 決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(選挙の告示)

第5条 定時社員総会における役員選挙に関する告示は、選挙年の3月31日までに行わなければならない。

2 臨時社員総会における役員選挙に関する告示は、役員選挙の期日（以下「選挙期日」という。）の30日前までに行わなければならない。

(立候補の届出及び辞退)

第6条 役員選挙に立候補しようとする者は、次の期間内に、立候補届を委員会に提出しなければならない。

(1) 定時社員総会における役員選挙・・・選挙期日の2週間前まで

(2) 臨時社員総会における役員選挙・・・選挙期日の30日前から15日前まで

2 立候補を辞退する場合は、候補者本人の自署による立候補辞退届を次の期日までに委員長に提出しなければならない。

- (1) 定時社員総会における役員選挙・・・選挙年の5月27日まで
- (2) 臨時社員総会における役員選挙・・・選挙期日の2週間前まで

(通 知)

第7条 委員会は、次の期日までに候補者の氏名を正会員に通知しなければならない。ただし、通知は次の期日までに発信すればよいものとする。

- (1) 定時社員総会における役員選挙・・・選挙期日の2週間前まで
- (2) 臨時社員総会における役員選挙・・・選挙期日の2週間前まで

(選挙期日)

第8条 選挙期日は社員総会の日とし、役員選挙は定款第21条の規定に基づき、社員総会において行う。

(選挙権の数)

第9条 各正会員は、選任する役員の定数に相当する個数の選挙権を有する。ただし、行使することができる選挙権は、1人の候補者について1票のみとする。

(投票方法)

第10条 役員選挙は、社員総会に出席した正会員が、委員会が定める投票用紙を用いて投票する方法より行う。

2 役員候補者の数が、定款第28条第1項の役員の定数の上限を超えないときは、この細則に基づく選挙による投票に代えて、社員総会における役員選任の決議によるものとする。

(開 票)

第11条 議長は、開票に先立ち正会員の中から2名以上の開票立会人を指名する。

- 2 委員会は、議長の指示により、開票立会人の立会いのもとに開票を行う。

(投票の効力)

第12条

投票の効力は、委員会及び開票立会人の意見を聴き議長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の投票はそれぞれ無効とする。
 - (1) 委員会が定めた投票用紙を用いないもの
 - (2) 同一氏名を重複して記載したもの

(当選人の決定)

第13条 投票の結果、有効投票の多数を得た者から順次、定数に至るまでの者を当選人と

する。

2 得票が同数で定数を超えた場合は、委員会において開票立会人のもとに委員長が抽選により当選人を決定する。

(当選人への通知)

第 14 条 本会事務局は、議長の指示により当選人に対し当選の旨を通知する。

(規則の変更)

第 15 条 この細則は、委員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 3 月 29 日 から施行する。